

中国共産党と市場経済化

——党＝国家、党＝企業関係と中央＝地方関係の展開——

高原明生

はじめに

第一節 九〇年代前半における市場経済化の進展

第二節 社会主義市場経済の矛盾と党の領導をめぐる綱引き

第三節 金融危機と党の役割の再認識

おわりに

はじめに

中国共産党は、二〇一〇年頃までに社会主義市場経済制度を完成させ、二一世紀半ばには中国を経済的に世界の中等国に引き上げるという目標に向かつて邁進している。そこで当然ながら提起されるのは、経済発展、なかでも市場化の進展を伴うそれが、政治システムに如何なる変化をもたらすのかという問いである。現代中国政治を研究する者にとって、これは最も重要な問いの一つだと言えよう。

市場化を伴う経済成長が政治システムに及ぼす影響を考える場合、問題へのアプローチは二つに大別しうる。一つは、社会の側からのアプローチである。これは、市場経済化と経済成長が社会にもたらす利益の多元化や、いわ

ゆる中産階級の出現とその政治意識の高まりなどに着目し、その結果として政治の多元化がやがて実現する可能性を探る類のものである。中国研究においては、社会主義一党支配体制が崩れた東欧に関する研究の影響を受け、九〇年代には市民社会論の中国への適用が盛んに検討されるようになつた。最近の代表的な論考としては、ゴードン・ホワイト (Gordon White) を中心とする英国のグループが社会学的に定義した市民社会の出現について調査、検討したものがある。⁽¹⁾

もう一つのアプローチは、国家あるいは党の側に現われた変化を分析し、その原因と趨勢を考察するものである（以下、党とは中国共产党を指す）。党・国家の側の問題を扱った研究として最近日本で注目されたのは、唐亮、趙宏偉などの在日中国人研究者たちによる論考であつた。⁽²⁾ 唐は中国の政治システムの中心に位置する党＝国家関係の実態とその改革について解説し、趙は中国の政治体制につき論じてその特徴が中央＝地方関係にあるとした。本稿もこれらの研究に連なるものであり、党の役割や党・国家の組織人事制度の変化に着目する。そしてここでは、市场化、党の政治的経済的役割の変化、そして中央＝地方関係の展開という三方面における動態を取り上げて、それらの間の相互作用について考察することとしたい。

党と国家、そして地方と中央をめぐる状況は、改革開放、つまり市場経済化の時代において以前とは異なる様相を示すようになつた。⁽³⁾ 党の活動重点を階級闘争から経済発展に転換する画期となつたのは、一九七八年一二月の第一期中央委員会第三回総会であった。そのコミュニケは、当時の経済管理体制の欠陥として、中央、そして党への権力の過度の集中を俎上に載せた。⁽⁴⁾ そして一方において地方と企業の経営管理上の自主権の拡大を唱え、他方に於いて党が政府の活動を代行し、政府が企業の活動を代行する状況の解決を求めたのである。それからは、八九年の六四事件（第二次天安門事件）後の一時期を除き、地方および企業への分権化と、党の行政・経済実務への干渉の排除が改革の基本的な方向となつていた。謂わば常識的に考えても、これが市場経済化の必然的な要求であるかの

ように思われた。

ところが、九三年以来、市場化の進展は中央＝地方、そして党＝国家関係に更なる展開を促すこととなつてゐる。まず、改革開放の加速化に乗じて乱開発や違法融資を利己的に行なつた地方や基層に対し、中央による国民経済のマクロ・コントロールの一層の強化が図られた。すると、市場経済における党の役割が再び強調されるようになり、遂には九八年一二月の中央經濟工作会议において経済活動に対する党の領導⁽⁵⁾の強化と改善が提起されると至つている⁽⁶⁾。つまり、改革開放の始動以後、暫くは党の権限の縮小と地方分権化が同時進行したが、九三年以降は、党の領導と監督の強化が中央統制強化策の一環として進められている。市場化の進展によつて社会主義と市場経済の間の矛盾が顕著になつていることも事実であるが、それと同時に、市場経済の円滑な運営のために党組織を活用せざるをえないという皮肉な事態が出現しているのである。

この展開を政治経済学的に分析し、市場経済化が進む現代中国における党の役割について考察することこそ本稿の最大の課題にほかならない。以下においては、まず背景説明として九〇年代の市場経済化の進展をめぐる政治について検討し、続いて社会主義と市場経済の矛盾の拡大について考察を加える。いずれにおいても、市場化と党の役割の変化、そして中央＝地方関係の展開という三方面における動態の相互作用に考察の焦点を置く。その上で、あたかも社会主義と市場経済の矛盾の中国的止揚を目指すかに見える党の役割の再拡充について、その具体的措置を検討し意義を論じることとする。

第一節 九〇年代前半における市場経済化の進展

改革開放後における党の政治的経済的役割の強化は、正確に言うと二回起きてゐる。第一に、八九年の六四事件を転機として、政治、経済、社会のすべての領域における党の領導の強化が図られた。党と政府の分離について公

に語られることはほとんどなくなり、いくつかの中央省庁で廃止されていた党組（党グループと訳されることもあり、実質的にその部門・団体の指令塔の役割を果たす党組織）もすべて復活したばかりか、企業内党組織の役割の低下に歯止めをかけ、大衆団体に対する党の領導を強化する方針が打ち出された。また、それまでの市場化の進展に抗して計画経済の重要性が強調され、計画による中央統制の強化も図られた。

改革の退潮を逆転するべく鄧小平が採った手段が、九二年初めの南方視察である。改革を大胆に推進せよとの鄧の呼びかけは功を奏し、経済の市場化と対外開放が一気に進展した。しかし、成長が加速された反面、地方経済のバブル化現象やプロジェクトの重複建設などによるマクロ経済の不均衡が発生した。そこで九三年半ば以降、朱鎔基を指導者として、財政金融制度の整備を通じた国民経済のマクロ・コントロールの強化が図られることとなつたが、地方や企業レベルでの規律を保つことは容易ではなかつた。第二回の党の役割の拡充は、市場経済化の進展と財政金融手段による中央統制の強化という文脈において行なわれたのである。本節においては、八〇年代末からの改革政策をめぐる中央での論争と政争の展開を振り返り、二回の党組織強化が行なわれた政治経済的背景の違いを明らかにする。

1 市場化の停滞期——八〇年代末から九〇年代初め

八九年の六四事件を契機として党の領導が強化されたことは、八七年一一月の第一三回党大会で承認された政治体制改革構想に対する反動だつたと言える。趙紫陽の主導の下に立案されたその構想は、党の役割を制限する具体的な措置を多く含んでいた。⁽⁷⁾ 例えば、政府機構と重複している党機構の廃止とその行政事務の政府への委譲、政府各部門に置かれた党組の漸次廃止、党の規律検査委員会が法規や行政規律に関わる事件を処理しないこと、国家公務員制度を樹立して大方の公務員については党による人事管理を止めること、大衆団体や企業・事業体の指導者に

ついてもそれぞれの組織が独自に管理し党の管理を止めることなどである。また、党＝政府分離策の一環として、当時上級行政部門の党组织から垂直的な領導を受けていた一部の企業・事業体の党组织が、次第に所在地の地方党委員会から領導を受けるようすること（属地領導）が含められた。

鄧小平や趙紫陽が党＝政府分離を主張した目的には、行政効率を向上させることの他に、逆説的ではあるがそれによつて党の領導を強化することが含まれていた。つまり、党が行政活動の第一線に立てば自ら矛盾の当事者となりがちであり、行政から分離してこそ全局を統轄し、各方面の協調を図る役割を真に發揮できる。また直接執行者から距離を置くことによつてこそ、監督機能を割とよく果たし、官僚主義を効果的に防止することも可能となる。

そして党の領導とは、政治領導であり、重大な政策決定を行ない、国家機関に重要な幹部を推薦することだと主張されたのであつた。以上のような意味で党の役割を国家のそれから分離すべきだという主張は本来市場化とは直接の関係を持たず、例え⁽⁸⁾ソ連においては早くも七〇年代から議論されてきた。しかし当時の鄧小平らにすれば、速やかな市場化を阻んでいるのは肥大した党＝政府機関の官僚主義であり、経済改革の推進のためには党＝政府分離を筆頭とする政治改革が必要不可欠だという認識があつた。⁽⁹⁾

この改革の試みが党内の反発を招くことは避けられなかつた。例えば国家公務員制度を樹立することについて、人事を司る中央組織部は、それを執行する条件が熟していないとの文章を八八年に著わした。⁽¹⁰⁾六四事件後に新しく党總書記に就任した江沢民によれば、組織戦線の多くの同志は党の領導を衰弱させた趙紫陽の過ちに不満を抱き、それに抵抗していたのであつた。⁽¹¹⁾また李鵬総理は語氣を更に強め、趙が實際上党の領導を取り消そうとしたと決めつけた。⁽¹²⁾そこで党の領導を再び「強化」するべく、第一三回党大会の改革措置の多くがひつくり返された。すなわち、政府部門の党组が復活し、企業内党委員会が人事を含む企業經營上の重要決定に参画することが再び公認され、党组织の大衆団体に対する領導が強化されたほか、企業・事業体党组织の属地领导への転換は暫く停止された。

以後、一部の党政機構改革実験地域を除き、党 \parallel 政府分離が公に語られることはほとんどなくなつた。⁽¹³⁾

経済改革をめぐる当時の状況について言えば、八八年秋から価格改革が凍結され、厳しい引き締め政策が採用された結果、六四事件を経て高インフレは鎮静化された。ところが消費が一気に冷え込み、八九年の第三四半期から金融を緩和したものの景気は浮揚しなかつた。ここで、資源配置を効率化するために、指令性計画を強化し、投資と物資に対する中央統制を強化しようとする意見と、市場化を徹底させようとする主張が対立し、前者が学術界のみならず最高指導者層でも優勢となつた。当時は東欧諸国の社会主義体制が次々に倒壊していた時期であり、そうした諸国の困難や趙紫陽の過ちも市場化を目指したことによるという議論がすこぶる影響力を持った。計画経済イコール社会主義、市場経済イコール資本主義だと決めつける論法に対し、鄧小平は繰り返し反駁した。しかし、鄧の論述に基づいて書かれた幾篇かの文章は、九一年四一九月に組織的な批判を受けたのである。⁽¹⁴⁾

以上の考察から、八〇年代末から九〇年代初めにかけての市場化、党の役割、そして中央 \parallel 地方関係をめぐる状況は次のようにまとめられる。鄧小平や趙紫陽は、党の領導を強化し、また市場化の障害となつていた官僚主義を打破することを目的として、党と政府、そして党と企業経営の分離を推進した。また、上級行政部門の党委員会の指揮系統を強化する措置でもあつた。これらの改革に対し、政府や企業経営との分離によつて党の領導が弱化するとする強い反発が、直接に既得権を侵害される組織部門をはじめとする党内から起きた。趙紫陽の失脚と六四事件を経て成立した、六名からなる新しい政治局常務委員会のうち、当時は江沢民総書記、李鵬総理、姚依林副総理、宋平中央組織部長の四名が党 \parallel 政府分離策の逆転に積極的に賛同したと認められる。そして李鵬、姚依林を先鋒として、中央集権的な計画経済を実施すべきとする意見が優勢を占め、非市場化、党の役割の拡充、そして計画による中央統制の強化が政策の主流となつたのである。

2 市場化の進展期——九二年以降

改革の退潮に危機感を抱いた鄧小平は、九二年一月から二月にかけて經濟特区の深圳や珠海などを視察し、イデオロギーの束縛から思想を解放して大胆に改革を推し進めることを呼びかけた。謂わば「南巡」により「北伐」を果たし、その秋に開かれる第一四回党大会の基調を定めることを呼びかけた。⁽¹⁵⁾ 改革に批判的な勢力の影響下にあつた国内の宣伝部門が非協力的であつたため、当初は香港のメディアを通して報道された鄧の言動は、地域開発の停滞に苦悩していた多くの地方で大きな反響を呼び、二月には一七の省級地方が改革開放の加速化を宣言した。⁽¹⁶⁾ 三月には中央の政局も一転し、政治局は鄧小平談話に完全に賛同するコミュニケを発表した。そして九二年十月に開かれた第一四回党大会では、社会主義市場経済体制の樹立が目標化された。他方、党の執政党としての地位を疑つたり否定したりする観点や、その領導作用を弱化するやり方は根本的に誤つてゐるという判断に変更はなく、六四事件前の、党の役割を制限する措置が復活することはなかつた。⁽¹⁷⁾

鄧小平の南方視察をきっかけとした市場化の進展は、めざましい成長率の向上をもたらした。九二年から九五年にかけて毎年の国内総生産の伸び率は二桁を記録し、当時の世界でも一、二を争う高度成長が実現した。⁽¹⁸⁾ しかしその一方で、各レベルの地方政権がマクロ的なバランスを無視した乱開發、重複建設を進めたことにより、経済が過熱した。例えば、全国の省級地方のみならず多くの県級地方までが外資誘致を主目的とする開発区を建設し、その数は九二年九月頃までに一九〇〇に達した。⁽¹⁹⁾ 他方でノンバンクが乱立し、銀行間不正貸付けや乱脈な融資がはびこるなど金融秩序が混乱した。その結果インフレが昂進し、国債が消化されず、また国家重点建設プロジェクトへの資金供給が不足してそれが執行不能に陥るケースも多発した。⁽²⁰⁾ 地方は、地域の経済成長と雇用をもたらす開発プロジェクトを積極的かつ主体的に推進したが、なかでも自らの収入増に直結する事業には熱心であつた。地方間の競争意識も強く、成長減速を指示する中央指導者に対しては「ウチの経済は過熱していない」と言い張つた。⁽²¹⁾

この事態に直面して政策決定のイニシアティヴを取つたのは朱鎔基副総理であつた。九三年初めには、局面打開のために大胆な改革を進めるか否かをめぐり、李鵬総理と朱鎔基副総理の意見対立が表面化していた。⁽²²⁾正にその時、九三年春から秋にかけて李鵬は病氣療養し、その間に朱の主張した金融・財政措置によるマクロ・コントロール強化策が決定されたのである。例えば、中央銀行たる人民銀行の地方に対する統制力の強化が図られ、人民銀行からの省分行（支店）が有していた七パーセントの信用規模調節権が総行（本店）に回収された。更に、人民銀行から專業銀行への貸し付けは、農産物買い付け用の資金については省分行が行なうことを除き、主として人民銀行総行から專業銀行總行に対して行わることとなつた。その後、九五年三月には中國人民銀行法が制定されて中央銀行制度に法的な根拠が与えられたほか、同年七月には商業銀行法が発布され、專業銀行の独立採算化が地方における「乱融資」の歯止めとなることが期待された。また、市場化に即した財政・租税制度の大膽な改革も行なわれた。なかでも画期的だつたのは、朱鎔基が地方指導者を個別に説得し、過去十年来地方の反対に会つて実現していかつた分税制を九四年から実現させたことである。その目的は、財政収入のうちの中央の取り分を増やしてそのマクロ・コントロール能力を高めることにほかならなかつた。

以上の考察から、計画経済重視論から地方政府を重要な扱い手とする経済成長重視論へ、そして更に財政・金融制度を通した中央のコントロールによるマクロ経済均衡重視論へと経済政策が展開したことが見て取れる。ここで注目すべきは、指令性計画に依らない中央統制をサポートするために人事政策が併用されたことである。例えば、金融政策の執行を保証するため、九三年七月より朱鎔基副総理が李鵬総理の腹心である李貴鮮に代わつて人民銀行行長を兼任した。そして本稿のテーマに照らして一層重要な事実は、同年七月から八月にかけ、党中央と國務院の合同の手配により、中央組織部の部長や副部長をメンバーに含む一〇の作業グループが二〇の省級地方に派遣され⁽²⁵⁾て中央の指示の執行状況を調査し、その貫徹を督促したことであつた。また同時に、中央規律検査委員会の主任

も自ら検査チームを率いて問題が多いとされる地方に赴いた。⁽²⁶⁾

当時、国家のマクロ・コントロールを強化するための法整備を推進することも唱えられ、後に中国人民銀行法や商業銀行法も制定された。しかし、法治社会への移行が遅れており、党が人事を掌握している人治国家中国においては、広大な国土に広がる国民経済のマクロ・コントロールを保証するためには党の規律維持システムに依拠せざるをえないという現実があった。つまり、市場化が進展し、謂わば企業家型地方主義によつて成長を促進するパターンから、財政・金融家型中央主義によつてマクロ的な均衡と効率化を実現するパターンへと改革政策が展開し始めると、それに伴い、地方に経済規律を遵守させるために、未整備の法制度に代わつて党の組織人事制度を活用する必要性が高まつて来たのである。

第二節 社会主義市場経済の矛盾と党の領導をめぐる綱引き

市場化を支えるための党の組織制度の活用という逆説は、社会主義と市場経済の軋轢が激化しつつあるという現在の大状況に微妙な政治的波紋を投げかけている。

実は、社会主義とは何かという根本問題についての論争は終わっていない。鄧小平の九二年初めの南方談話によれば、社会主義の本質は生産力を解放し、発展させ、搾取と両極分解をなくし、最終的には人々が共に豊かになることである。そして鄧は、ある政策が社会主義か資本主義かの判断は、それが社会主義社会の生産力の発展に有利かどうか、社会主義国家の総合国力の増強に有利かどうか、そして人々の生活水準の向上に有利かどうかを主たる基準とするべきだとした（いわゆる「三つの有利」論）。⁽²⁸⁾この社会主義論をエッセンスとする謂わゆる鄧小平理論を正統教義と認めることに党内左派の抵抗があつたことは言うまでもない。しかし鄧小平自身も、決して社会主義の基本経済制度たる生産手段の公有制を崩す措置を認めていた訳ではないし、社会主義の basic political system の独裁

的な領導を放棄するつもりはない。それ故に、謂わゆる鄧小平理論に内包された矛盾として、社會主義制度と市場化との軋轢が避けられなくなっているのである。以下に於いては、その矛盾が最も鮮明に現われた、生産手段の公有制と企業内党组织の役割についての論争を検証する。

1 公有制を主体とする原則

社會主義と市場經濟の軋轢が表面化している一つの領域は所有制をめぐる問題である。この問題の九六年夏までの状況については他所で比較的詳しく述じたことがあり、ここではその要点とその後の展開について記すこととする。⁽²⁹⁾

現実として、諸々の指標で測つた国有企业の經濟に占める比率は著しく下がっている。例えば九七年に国有企业企業が工業企業全体に占めた割合は、工業生産額では二五・五パーセント、従業員数では二七・八パーセントに過ぎない。⁽³⁰⁾ この状況の下、一方には、国有企业の比重低下が社會主義經濟の基礎を脅かし、党的領導と中央政府の権威を弱めることに危機感を抱く政治重視論者がおり、他方には、効率化のために、国家はインフラや公益部門および国民經濟の支柱産業を除いた一般の競争性産業を所有するべきではないと主張する經濟重視論者がいる。イデオロギー上そして政治上は前者に道理があり、經濟上は後者が正しい。ここに社會主義市場經濟の矛盾が先鋭に現われているのである。政権を担う主流派たる中間派は、「鄧小平同志が提示したように、生産力の向上などに有利であればその措置は肯定すべきであるが、やはり国有經濟の發展は促進されなければならない」などといつたどつちつかずの態度を取るほかはない。

九七年の第一五党大会では謂わゆる鄧小平理論が正統教義と認定され、社會主義についての理解は以前に比して一層柔軟なものになつた。⁽³¹⁾ しかし、公有制という社會主義の基本經濟制度の維持という原則は依然として放棄され

ていな。社会主義初級段階にあるという判断から私有制の発展も認められるが、あくまでも公有制が主体でなければならない。そして公有制が主体であるという意味は、国有企业が国民経済の命脈を握り、経済発展を主導するという質的な側面ばかりでなく、公有資産が社会総資産の中で優勢を占めるという量的な側面をも含むと論断された。その限りで、公有制の実現形式の一つとしての株式制が認められ、売却を含む国有小型企業活性策が打ち出されたのである。

しかし、公有資産の量的な優勢という大枠の内ながら、中央が「三つの有利」に合致する所有形態を認めたことにより、地方では国有小型企業の売却に拍車がかかった。そもそも国有中小企業の売却は、九二年頃より山東省や四川省などで県級の財政・経済の困難を解決する手段として進められた模様である。⁽³²⁾ それが第一五回党大会後に大規模に進められた背景には、財政・金融家型中央主義が功を奏してインフレが収束したものの、謂わば薬が効きすぎたことが一因となつて景気が停滞し、国有企业の経営不振が一層募るという事情があつた。一例を挙げれば、河南省では九八年の第一四半期に十数年来見られなかつたほどの厳しい経済情勢に陥り、各種所有形態を合わせた全省工業企業の総合損益は赤字になつた。切羽詰まつた事態に直面した同省は、国有大中型企业の混合所有制化を進め、競争性産業に属する国有小型企業を売却するという基本方針を決定したのである。⁽³³⁾

また、遼寧省海城市は、株式制の実施にあたり、多くの株式を経営陣の手に集中させることによつて経営者の権限と責任とインセンティブを高める方式を実践した。それに対し、海城市的やり方は私有化であり国有資産の流失だとする批判が浴びせられた。そこで遼寧省当局は海城市を擁護し、鄧小平の「三つの有利」論をより具体化させた、謂わば地方版の「三つの有利」論で反駁した。すなわち、地域経済の発展に有利であるか否か、財政・租税収入の増加に有利であるか否か、そして就業機会の増加に有利であるか否か、この三つの基準により政策の妥当性は判断されるべきだと喝破したのである。⁽³⁴⁾

ところが、九八年七月、国家経済貿易委員会は地方における国有小企業売却熱の高まりを制止する通知を発した⁽³⁵⁾。これは、無闇な売却に伴うリストラにより失業者が増えて社会の安定に影響を及ぼしているのみならず、国有资产が低価格やはなはだしきは無償で個人に分配されたり、売却が債務逃れの口実となつて現状を批判したものである。朱鎔基総理も、一部の方が小型企業を売却するという名目で実際にはただで渡してしまつたり、銀行に対する債務を帳消しにしたりして国有资产を大量に流失させるやり方は断然制止しなければならないと強調している⁽³⁶⁾。

以上から看取されるのは、所有制改革をめぐる三種の要求である。第一に、市場経済における資産の効率的配置を実現し、また地方の財政難・経済困難を開拓しようとする経済上の要求がある。この地方の要求は切実なものである。第二に、公有制という基本制度を維持することにより、社会主義と党の領導を守ろうとする思想上、政治上の要求があり、そして第三に、国有企业の所有権移転に伴う不正を糾そうとする規律上の要求が存在する。実際にこの三種の要求により、社会主義市場経済における党の地位は微妙なものとなつてゐるのである。

2 近代的企業制度と企業内党组织

改革始動以来、企業内党组织の役割をめぐつては二つの主張が先鋭に対立してきた。一方には、近代的な企業經營のために業務上の権限を工場長あるいは総經理に集中させ、企業における党组织の役割を思想・政治教育と企業經營の保証・監督に制限するべきだとする立場がある。企業經營の保証・監督とは、經營施策が党の路線や国家政策から逸脱しないように見張つておるという意味である。この、経済発展を重視する主張のチャンピオンは他ならぬ鄧小平であつた。それに対し、党の領導の堅持を訴える立場からすれば、国有企业は政治的な存在でもあり、謂わば党の独裁を支える主要陣地なのであって、そこにおける基層党组织の影響力を維持する必要がある。六四事件

後は、政策決定者たちの間でこの政治重視の立場が優勢となり、企業党组织の政治核心作用を發揮せしめよといいうスローガンの下、その經營上の重要な意思決定への参画が再び公認されることとなつた。⁽³⁷⁾

しかし、九一年の南方談話以降、政策決定の振り子は再び經濟重視に振れた。そして企業党组织の役割を限定するべきだという点については、成長重視論者もマクロ経済均衡論者も同意見であつた。朱鎔基のイニシアティヴで九三年末に決定された経済体制改革の青写真には、近代的な企業制度の樹立と企業の公司化（会社化）の方向が示された。そしてそれとほぼ同時期に制定された公司法は、公司の権力を株主総会と董事会（取締役会）と監事會（監査役会）が保有すると規定した。最も重要な党の組織原則の一つである、「党が（あらゆる）幹部を管理する」という原則によれば、企業の經營者と言えども党組織がその任免を決定しなければならない。ところが、公司法は近代的な企業經營の組織原則に則り、經營者は董事会が決めると規定したのである。ここに至つて社会主義と市場經濟は正面衝突した。九四年に入ると、企業党组织の役割を保証・監督に限定せよ、あるいは党組織そのものを撤廃せよとの論調も現われた。⁽³⁸⁾

現場の企業においては、公司法の言う「新三会」と党委員会、工会（労働組合）、職工代表大会という「老三会」との関係が規定上不明瞭だつたことにより、新たな紛糾の種がもたらされた。公司法が制定された前後の時期の実状については、次のような調査結果がある。⁽³⁹⁾ 九三年に公表された遼寧省党委員会組織部の調査統計によると、同省の国有企业のうち、党组织と經營陣がうまく協調しているものの割合が約一五パーセント、大きな矛盾はないがそれぞれが独立に活動をしている企業が約五〇パーセント、そして双方が相争い、甚だしきに至つては足を引っ張り合うケースが約二五パーセントもあつた。また、天津市党委員会工業工作委員会が九四年に行なつた調査によると、工業企業の党委員会が重要問題の決定に参画している状況は五種類に分けられた。第一に、企業党委員会が主導的な役割を果たしている企業は約五パーセント。第二に、党委員会が主動的に決定に参画しているケースが約三

五パーセント。第三に、決定に参画するのではないが、決定の実施を保証する上で重要な役割を果たしている企業が約三〇パーセント。第四に、経営陣が求めれば決定に参画するが、求められなければ参画しないという受動的な立場にあるものが約二五パーセントで上昇傾向にあり、そして第五に、党委員会の能力不足ないし経営陣の意向により、決定に参画できない場合が約五パーセントあつた。これらの調査は個別の都市についてのものであるが、他の地域でも似たり寄つたりの状況にあると認められた。⁽⁴⁰⁾ 総じて言えば、市場化の進展に連れて、市場競争を勝ち抜くことのできる経営体制の樹立が現場においては優先されるようになってきたのである。

ところが、九七年秋の党大会を控えた同年一月、「国有企业の党の建設活動を更に強化し改善することに関する中共中央の通知」⁽⁴¹⁾が発布された。その主旨は、国有企业に対する党の領導を堅持し、国有企业党组织の役割を強化することにほかならず、市場経済化の推進に努める官产学関係者は趨勢の逆転に大いに当惑した。この通知の起草機関であり、その策定に当たつて大きな役割を果たしたのは中央組織部であつた。経営者的好し悪しが国有企业の成敗を決めるという共通認識が生まれている一方で、中央組織部は工場長や総經理の無策あるいは背任行為が深刻化している実態を取り上げ、党组织による人事管理の強化と経営参加の重要性を訴えた。同部は、高級幹部を動員した講演会や研究会を何度も主催して政策の熟成を図り、特に四〇数名の省長・部長クラス幹部を組織した九六年五月の研究班では二六日間に亘つて後の「通知」の骨子を学習討論させたのである。

以上から、市場経済化の重要な要素としての近代的な企業制度の樹立をめぐり、党の領導を維持するという政治原則と、効率的な経営を実現するという経済原則が衝突している事情が明らかに看取される。この事態への対応は、地方や企業によつて異なる。例えば寧波市では、「通知」と公司法が対立した場合、後者を重視するという結論を出した。しかし、市場化の最先端を行く寧波においてすら、個別には党委員会の役割の拡大に努める企業もあれば、党组织がトップに立つて企業を管理せねばならないと主張する人々もいた。⁽⁴²⁾ 「通知」発布後、半年強を経た時

点で一二の省級地方を対象に行なわれた調査に基づく中央組織部の評価では、その執行過程で企業党组织の政治核心地位は強化されたと言えるものの、地方や企業によつては否定的ないしは消極的な態度を取るところもあり、「通知」について認識を統一することは非常に困難だと認められたのである。⁽⁴³⁾

総じて言えば、やはり市場化に連れて基層党组织が次第に衰退する傾向があることは否めない。しかし「通知」の策定にみられるように、既得権をめぐる綱引きにおける党の組織部門の引き手は依然として強い。人事を握る中央組織部は、最も権力が強く、最も優秀な人材がゆく部門として国家計画委員会と並んで中国のエスタブリッシュメントの中核を構成してきた機関である。伝統的な社会主義イデオロギーの維持に存在理由があるという意味において、党の保守本流に属する機関だとも言える。⁽⁴⁴⁾ 党員は、やはり最終的には法律よりも党規約に従わねばならない。政治原則と経済原則の綱引きは、現実の政局の推移に従つて一進一退を続けてゆく——これが改革開放二〇年を経た社会主義市場経済の現実だと言つて良いであろう。

第三節 金融危機と党の役割の再認識

前節においては、改革始動以来の市場化の進展により、所有制と企業内党组织という二つの問題領域において党の領導の内容と形式に関わる紛争が今日まで続いている事情を検証した。他方、市場化が進むとともに指令性計画に代わって財政金融政策によるマクロ経済統制が必要となるに連れ、財政金融制度の秩序正しい機能を保証するとの重要性が増大している。この問題が九三年に続き再びクローズアップされるきっかけとなつたのが、九七年に勃発した謂わゆる「亞洲金融危機」であった。中国では、アジアの通貨・経済危機は何よりも金融危機として捉えられたのである。本節では、それへの対策として採られた措置の中で、中共中央金融工作委員会という新しい党组织が設立され、市场化を進める上での新たな役割が党に賦与された事情について検討する。

九七年七月のタイ・バーツ危機に始まつたアジア通貨・経済危機は、NIESやASEAN諸国の高成長を追いかけてきた中国の政権担当者たちに強い衝撃を与えた。特に、危機の原因が金融領域にあると判断されたことにより、潜在的な金融危機を抱えた中国においても有効な対策を講じることが切迫した必要だと認識された。九七年一月、党中央と国務院は、第一五回党大会後に共同で召集する第一回の会議として全国金融工作会议を開催した。その目的は、経済、金融情勢を正確に把握し、金融改革を一步進めると同時に、金融秩序を整頓し、金融危機の発生するリスクを解消する重要性と切迫性を充分認識することに置かれた。⁽⁴⁵⁾

中国の金融領域における問題として挙げられたのは以下の諸点であった。⁽⁴⁶⁾ 第一に、金融機関の不良債権が非常に多い。国有四大商業銀行（工商銀行、農業銀行、中国銀行、建設銀行）の不良債権率、つまり不良債権の貸出残高に占める割合は、九六年末の二四・四パーセントから九七年六月末には二九・二パーセントに上昇し、ノンバンクについて言えば、九六年末の時点でその総資産に占める不良資産の比率は約五〇パーセントを占めた。⁽⁴⁷⁾ 第二の問題として、不法に金融機構を設立したり、金融機構でないものが勝手に金融業務を行なうケースがある。第三には、株式市場での過度の投機とバブル現象が見られる。そして第四に、金融機構の経営管理人員に対する監督が不足しており、規則違反や金融犯罪が多発している。具体的には、国家や客の資金を流用する、職権を利用して私腹を肥やす、融資先から賄賂を受け取る、高利を貪る、あるいは逆に詐欺に遭つて銀行に損失をもたらすなどの事件が増加の一途をたどつていたのである。⁽⁴⁸⁾

以上の諸問題が発生する原因としては、計画経済の影響が残つてることによつて、信用の観念が薄く、国有企业への融資があたかも財政資金の供給と同様に見做されており、謂わゆる国有企业のソフトな予算制約が改革されていないために債務が返済されないことや、金融機構自身のリスク意識が不足していること、そして法制度を含め金融に対する監督管理制度が不備であることなどが挙げられた。更に、地方政府が、本来は中央からの縦割りの指

揮命令が基層まで貫徹すべき金融部門の業務に干渉することにより、金融政策を執行し金融の管理監督を行なう上での人民銀行の独立性と有効性が大きく損なわれていることが問題とされた。⁽⁴⁹⁾

この事態に対し、朱鎔基を初めとする財政・金融家型改革論者が採った対策の一つは、ほかならぬ一層の改革であつた。戴相龍人民銀行行長によれば、自分たちがアジア金融危機から得た最も深刻な教訓は健全な銀行制度の必要性であつた。⁽⁵⁰⁾そこで九八年内に、第一に、政府と銀行、企業の関係を規範化するべく、生産担当省庁を撤廃する大胆な政府機構改革が中央で実行された。第二に、商業銀行の經營の独立性と謂わゆる經營マインドを高めるべく、人民銀行の商業銀行に対する貸出総量規制が撤廃され、資産負債比率などを指標とする融資管理体制が実施された。そして第三に、地方の干渉を排し、人民銀行の中央銀行としての権威と金融監督上の独立性を高めるべく、人民銀行の省級分行が撤廃されて数省に跨る分行が九つ新設されたのである。⁽⁵¹⁾

更に特筆すべきは、党中央が中央金融工作委員会と金融機構系統党委員会の設立を決定したことであつた。⁽⁵²⁾その狙いは、中央から地方を経て基層に伸びる垂直領導体制の確立である。党中央委員会の派出機関たる中央金融工作委員会は、金融業務の領導をする訳ではなく、党的政策や國務院の指示の貫徹を保証し、また中央組織部に協力して中央が管理する金融部門幹部の任免を行なうほか、金融部門の各級領導幹部に対する監督と、各金融機構党委員会と地方党委員会の間の調整を行なう。そして各金融機構（人民銀行、証券監督管理委員会、各国有商業銀行、政策性銀行、交通銀行と人民保険（集団）公司など）の党组が党委員会に格上げされたことにより、中央金融工作委員会を頂点とし、それぞれの總行、分行、支行に至る党委員会の間の領導の連鎖が樹立された。人事についても垂直領導が行なわれる。しかし、人民銀行の九つの分行およびその他の金融機関の省級分行、分公司の首脳人事については、所在地の地方党委員会の意見も聴取し、もし各金融機構党委員会と意見が一致しない場合には中央金融工作委員会が調整することとなつた。

斯くして、経済政策決定を牛耳る財政・金融家型中央主義者は、アジア危機の発生と国内の金融領域における諸問題の深刻化に危機感を募らせる一方で、逆に危機を利用して制度改革を進め、中央の統制力を強めるという巧みな対応をした。ここで注目すべきは、市場に対する中央のマクロ・コントロールの強化が、党组织の強化と活用という方法で行なわれたことであつた。つまり、金融という市場経済の重要な領域の規模と役割が拡大した一方で、その健全な運営を支える経済制度と法制度が未成熟であるという欠陥が露わになつた。その欠陥を早急に補うためには、中央のグリップを強め、地方や末端における規律を維持する上で最も有効な装置である党组织を活用するに如くはなかつたのである。

おわりに

中国共産党が七八年一二月の第一期中央委員会第三回総会で決定した基本路線は、後に「一つの中心、二つの基本点」というフレーズに要約された。その内容は、経済建設を党の活動の中心に置き、四つの基本政治原則と改革開放という二つの基本点を堅持することによって中国を近代化した社会主义国に築き上げることである。四つの基本政治原則とは、社会主义の道、人民民主主義独裁、党的領導、そしてマルクス・レーニン主義と毛沢東思想だとされた。鄧小平によれば、この四つの基本原則の中で最も核心的な原則は党的領導と社会主义であつた。⁽⁵³⁾つまり、本稿の考察から理解されることは、計画から市場へという経済システムの大転換が、中国の政治システムの核心領域にそのインパクトを及ぼしていることにはかならない。

改革が始まつて二〇年を経た今日においても、市場経済の下で党的領導が如何にあるべきかという最も重要な問題については、依然として権威ある解答が提示されていない。党内の一方には、党的役割を国家や企業経営者のそれから分離し、党は大所高所から諸方面的利益を調整して全局を統轄し、政府や企業に対する監督を強化すること

に精力を集中すべきだとする効率重視、経済重視の主張がある。そして他方には、市場化によつて党の領導と社会主義制度が次第に崩されゆくことを恐れ、計画経済の下での政府と企業に対する党の領導を出来るだけ原形のまま保とうとする権力重視、政治重視の立場がある。江沢民政権は、両者の争いにはつきりした決着をつけることが出来ない。なぜならば、その目標とする社会主義市場経済は、党の領導と公有制の堅持、そして市場制度の構築を同時に実現する体制だとされているからである。しかし本稿で明らかに示されたように、政治原則と経済原則の間には大きな軋轢が現実に生じている。党の言う「实事求是」の精神に従い、事実に真理を求むるならば、鄧小平理論は矛盾を内包していると言わざるをえないものである。

市場化は、しかし政治システムのもう一つの重要な領域である中央＝地方関係にもインパクトを及ぼしていることを忘れてはならない。権力と権益をめぐる中央と地方の間の綱引きは、もちろん計画経済の下でも恒常的に行なわれていた。そしてそこには、党と国家の間の関係も複雑に絡んでいた。当時における、政府に対する党の領導の強化は、中央に至る縦割りの政府部門系統に対する地方党委員会の権力の強化をもつぱら意味していたのである。しかし計画経済から市場経済への転換が徐々に進むに伴つて、中央＝地方関係と党＝国家関係の間には新しい組み合せが出現した。つまり、中央＝地方間では、計画ではなく財政・金融を主な手段として中央の統制力を高め、マクロ経済の均衡を実現しようとする財政・金融家型中央主義と、管轄する地域経済の発展と地方財政収入の増加、そして就業機会の増加に有利な施策を優先的に推し進める企業家型地方主義との綱引きが焦点となつた。ここで、財政・金融制度は地方主義の干渉を受けて十分に機能せず、特にアジア金融危機の中国への飛び火を恐れた中央は、党組織の補強を通して中央から地方そして基層に至る金融の垂直領導体制を確立したのである。

ここで焦点となつたのは、計画から市場への転換が進み、中央のマクロ・コントロールがより間接的な手段によつて行なわれるようになつた時に、どのように地方や基層の規律を維持するのかという問題であった。中国は巨

大な人口と国土を擁し、かつ法治社会への移行が遅れている国家である。そして規律維持に有効と認められる人事管理という梃子は、相変わらず党が掌握している。この現実に鑑みると、市場経済の中核である金融部門における党の垂直領導体制の構築は、実に社会主義と市場経済の矛盾を現代中国的に止揚する側面を有しているとも言えよう。中央金融工作委員会の書記に就任した温家宝副総理が、これを指して、中国の近代化の経験を総括し、近代的な金融システムを樹立し完成させる措置だと意義づけたのも肯けないわけではない。

しかし問題は、党の領導そのものを監督するシステムがやはり必要ではないのかということである。思えば、喬石や田紀雲ら全国人民代表大会（全人代）の指導者たちが、全人代の立法権のみならずその監督権の強化を主張して久しい。最近でも、国有資産の公正な売却や金融秩序の維持のために民主や法制による監督が必要だとする声は上がっている。⁽⁵⁴⁾ところが、喬石に代わり九八年春に全人代委員長に就任した李鵬前総理は、党と人代の関係を正しく処理することが必要だと述べ、あくまでも人代は党の領導の下に活動するのであって、人代の監督の対象は政府と法院（裁判所）および検察院に限られることを声高に主張している。⁽⁵⁵⁾そして李鵬に合わせる形で、全人代副委員長に留任した田紀雲も、監督の主体は人代を含め色々あるが、党の監督が第一位だと特別に強調したことが報じられている。⁽⁵⁶⁾

党の人代に対する領導が斯くも強調されることと、中央金融工作委員会の設立がほぼ時期を一つにしたことは單なる偶然であろうか。市場経済における党の領導の新たな役割が見出されたことにより、結果的に権力重視、政治重視の立場が追い風を得る可能性もあると考えるべきであろう。中国における社会主義と市場経済の綱引きは、まだまだ延々と続く気配を示しているのである。

China, Clarendon Press, Oxford, 1996.

- (2) 唐亮『現代中国の党政関係』慶應義塾大学出版会、一九九七年、趙宏偉『中国の重層集権体制と経済発展』東京大学出版会、一九九八年。
- (3) 五〇年代から六〇年代の状況については、Schurmann, F., *Ideology and Organization in Communist China*, Second Edition, University of California Press, Berkeley, Los Angeles and London, 1968 に詳しく述べる。
- (4) 中共中央文献研究室編『中共中央全会以来——重要文献選編——上』、人民出版社、一九八一年、六一七ページ。
- (5) 領導とは、指揮命令を含意する中国語である。日本語では指導と訳されることが多いが、中国語において領導（英語の lead あるいは leadership）は指導（英語の guide あるいは guidance）と明瞭に区別される。この区別は特に中国の党・行政官僚組織間の関係を表わす上で極めて重要であり、本稿でも領導と指導という中国語をそのまま用いることとする。
- (6) 『人民日报』一九九八年一二月一〇日。
- (7) 趙紫陽「中国の特色をもつ社会主义の道に沿って前進しよう——中国共产党第十三回全国代表大会における報告」、『中国共产党第十三回全国代表大会文献集（一九八七年）』、外文出版社、一九八七年、四〇一五五ページ。
- (8) ロナルド・ヒル『ソ連の政治改革』世界思想社、一九八四年、一一一一一三二八ページ。
- (9) 鄧小平『鄧小平文選 第三卷』人民出版社、一九九三年、一七六一一八〇ページ。
- (10) 陳一諮『中国：十年改革與八九民運』聯經出版、一九九〇年、一一九ページ。陳によると、この文章は当時の宋平部長の指示により書かれたものである。
- (11) 八月に開かれた全国組織部長会議の出席者との座談会での発言、廖蓋隆ほか主編『当代中国政治大事典』吉林文史出版社、一九九一年、九七ページ。
- (12) 同上、九九八ページ。
- (13) 河北省、陝西省、青島市、深圳市における実験については、中央機構編制委員会弁公室本書编写組編『中国行政改革大趨勢』経済科学出版社、一九九三年、三七七一四〇五ページを見よ。陝西省や深圳市の党＝政府分離についての遠慮した報告ぶりが目立っている。
- (14) 本段の記述は、政策形成過程に近い著名エコノミスト、吳敬璉教授の以下の論述に拠る。吳敬璉『計劃經濟還是市場經濟』中国経済出版社、一九九二年、特に二二一一三ページ、および一三七一三八ページ、吳敬璉「中国経済面臨的問題及政策対応」、一九九三年中国経済専題討論会（東京会議・I）における基調報告、一九九三年一月三〇日、於東京。
- (15) 姜興宏ほか『鄧小平与一九九二年』中共中央党校出版社、一九九三年、四一五ページ。
- (16) 凌志軍『沈浮——中国経済改革備忘録』東方出版中心、一九九八年、一八七ページ。
- (17) 江沢民「加快改革開放和現代化建設步伐 奪取有中国特色社会主义事業的更大勝利」、『中国共产党第十四次全国代表大会文件彙編』人民出版社、一九九二年、一一六七ページ。
- (18) 九二、九三、九四、九五年の国内総生産の前年比伸び率を百分率で示せば、それぞれ一四・一、一三・五、一一・六、一〇・五であった（国

家統計局編『中国統計年鑑一九九七』中国統計出版社、一九九七年、四二一ページ)。

(19) 『日刊中国通信』一九九二年一〇月一日、六九五三号、一一ページ。

(20) 例えば、電力部の総額一〇二億元の重点プロジェクトには九三年六月までに二〇パーセントの資金しか届かず、石炭部門の一二一の重点プロジェクトには一錢も供給されなかつた。

(21) 『文匯報』(香港)一九九三年七月五日、凌志軍、前掲書、三二三三ページ。

(22) 例えば、一月の全国銀行行長・保険分公司總經理会議の閉幕式において、李鵬が專業銀行による政策性融資(採算を度外視した政策的な融資)を継続するをえないと述べたのに対し、朱鎔基は政策的投資銀行と商業的銀行の速やかな分離を訴えた(『人民日報』一九九三年一月一月一八日)。

(23) 「中共中央、國務院關於當前經濟情況和加強宏觀調控的意見(一九九三年六月二四日)」、中共中央文献研究室編『十四大以來 重要文獻選編(上)』人民出版社、一九九六年、三一一一三二四ページ。以下、本段の記述は、高原明生「中央＝地方關係の展開と中國人の危機感」、天児慧編著『中國は脅威か』勁草書房、一九九七年、二二一一二二ページに拠る。

(24) 中央と地方の職権に従つて支出項目を分ける一方で、國家稅務機構と地方稅務機構を分設し、國稅と地方稅および國と地方で一定の比率の下に分け合う税を明確に区別する近代的な租税制度。

(25) 『文匯報』(香港)一九九三年七月一五日、鄭立新主編『宏觀經濟政策分析一九九三—一九九四』中国計画出版社、一九九四年、五五ページおよび一ページ、凌志軍、前掲書、三一一一ページ。

(26) *South China Morning Post*, 15 August 1993.

(27) 喬石「努力建立社會主義市場經濟法律體系」、中共中央文獻研究室、前掲書、一九九六年、三三六一三四四二ページ。

(28) 鄧小平、前掲書、三七二一三七三ページ。

(29) 高原明生「國有資產の管理運営をめぐる論争の現状——その主体、論点と意義——」、藤本昭編著『中国二一世紀への軟着陸』日本貿易振興会、一九九七年、六九一八四ページ。

(30) 國家統計局工業交通統計司編『中国工業經濟統計年鑑一九九八』中国統計出版社、一九九八年、三一四ページ。なお、この資料については横浜國立大学の木崎翠教授の御教示を受けた。

(31) 江沢民「高舉鄧小平理論偉大旗幟、把建設有中国特色社会主义事業全面推向二十一世紀」、『中国共产党第十五次全国代表大会文件彙編』人民出版社、一九九七年、一一五三ページ。

(32) 林凌「我国体制改革攻堅階段的三大難題」、『中国工業經濟研究』一九九四年第二二期、一九ページ。

(33) 『報刊文摘』一九九八年五月二八日。

(34) 季東明「改革の行方や何処に——現実と理想、あるいは伝統と近代の軋轢」、『中国經濟』一九九八年一月号(三八五号)、一一〇ページ。

(35) 『經濟日報』一九九八年七月二一日。

- (36) 『人民日報』一九九八年一二月三〇日。
- (37) 六四事件後までの政策の変遷については、唐亮、前掲書、二二五一一六〇ページに詳しい。
- (38) 葉梧西、邵雲瑞主編『現代企業党建設』中国方正出版社、一九九六年、二一一二三ページ。
- (39) 同上、六六ページおよび五一—五三ページ。
- (40) 同上。
- (41) 劉建華主編『国有企业党组织参与重大問題決策學習手冊』党建讀物出版社、一九九八年、二一一三一ページ。なお、本段の以下の記述は、季東明「共産党と企業——中央四号文件に見る社会主義と市場経済の綱引き」、『中国经济』一九九七年五月号（第三七七号）、一四一一七ページに拠る。
- (42) 寧波市經濟委員会および經濟体制改革委員会幹部からの聴き取り、一九九八年一月。
- (43) 虞雲耀中央組織部副部長とのインタビュー記事、『組織人事報』一九九七年九月四日。
- (44) 保守本流という概念については、毎日新聞前北京支局長の上村幸治氏より示唆を受けた。
- (45) 『人民日報』一九九七年一二月二一日。
- (46) 同上、および王宇「切実有效地防範和化解金融風險」、『人民日報』一九九七年一二月二五日。
- (47) 李欣欣「從東亞金融危機看我国的金融隱患」、『改革』一九九八年第三期（五月二〇日）、三二一および三一一页。李は党中央のシンクタンクである政策研究室経済組のメンバーであり、このデータは比較的信頼できるものだと思われる。ちなみに、李によればタイの銀行の不良債権率は七・九パーセント、インドネシアの銀行のそれは一七パーセントであり、中国の不良債権率の高さは際立っている。
- (48) 『人民日報』一九九八年五月二三日、『人民日報』一九九八年一月四日。
- (49) 『人民日報』一九九八年一二月二一日。
- (50) 『人民日報』一九九八年一二月二一日。
- (51) 『人民日報』一九九八年一二月一七日。
- (52) 『人民日報』一九九八年一月一六日。新設された九つの分行とその管轄地域は以下の通り。天津分行（天津、河北、山西、内蒙古、瀋陽分行（遼寧、吉林、黒竜江）、上海分行（上海、浙江、福建）、南京分行（江蘇、安徽）、濟南分行（山東、河南）、武漢分行（江西、湖北、湖南）、広州分行（広東、広西、海南）、成都分行（四川、貴州、雲南、チベット）、西安分行（陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆）。また北京と重慶については、總行（本店）の営業管理部と重慶営業管理部がそれぞれ管轄する。新設された分行の業務は、九九年一月より正式に始められた。
- (53) 鄧小平、前掲書、三二四ページ。
- (54) 最近の一例を挙げれば、秦暉「『売方缺位』与政治体制改革」、『改革』一九九八年第六期、八一一〇ページ。
- (55) 『人民日报』一九九八年五月一日、『人民日报』一九九八年七月二十五日。
- (56) 『人民日报』一九九八年七月一日。